

令和 2 年度早期退職募集実施要項

募集の目的	青森県市町村職員退職手当組退職手当条例（以下「退職手当条例」という。）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号による職員の年齢別構成の適正化を図るためのものである。
退職すべき期日	令和 3 年 3 月 31 日
募集人数	消防職員以外の職員 7 名 消防職員 3 名
募集の期間	令和 2 年 6 月 1 日（月）午前 8 時 30 分から 令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで
募集の対象となるべき職員の範囲	十和田市職員定数条例に規定する職員（病院事業職員は市長部局からの出向者に限る。）で、令和 3 年 3 月 31 日において年齢 45 歳以上の職員とする。ただし、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 任期を定めて任用された職員 (2) 令和 3 年 3 月 31 日までに定年年齢に達する職員 (3) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員
応募又は応募の取下げの手続き	別紙様式により総務課人事研修係に提出すること。 ※募集の期間中はいつでも応募することができ、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げをすることができる。
認定・不認定の通知予定年月日	令和 2 年 7 月 10 日（金）
応募等に関する受付問合せ先	十和田市役所本館 3 階 総務課人事研修係 電話 0176-51-6705（直通） 内線 137
その他事項	1 次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。 (1) 応募者がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合 (2) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合 (3) 応募職員が(2)に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募職員の非違に当たる行為であって、その非違行為の内容及び程度に照らし

	<p>て当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募職員に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</p> <p>(4) 応募職員を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合</p> <p>(5) 募集人数を超える応募があった場合で、次の優先理由順位により決定した順位(同順位となった場合は、退職日の年齢が高い職員を優先する)が、募集人数より下位の順位となった場合。</p> <p>優先理由順位 ① 体調不良 ② 家族の介護 ③ 新規事業経営 ④ その他理由</p> <p>2 認定を受けた応募職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。</p> <p>(1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき。</p> <p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募職員に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき ((1), (2)に掲げるときを除く。)</p> <p>(4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 応募を取り下げたとき。</p>
備 考	<p>この要項による認定を受けた場合、退職手当条例第 5 条及び定年前早期退職による退職日給料月額に加算措置(退職手当条例で定める勤続期間 20 年以上に該当する職員に限る。)の対象となる。</p>